

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急雇用の実施について

新型コロナウイルス感染症の影響により、採用内定が取り消された方や職を失った方及びアルバイト先の休業や家計収入の減少などで経済状況が悪化した大学生等を対象に、会計年度任用短時間勤務職員の緊急雇用を実施します。

1 主な職務内容

小規模事業者臨時給付金の申請受付・書類整理など
庁内各課における事務補助(パソコン作業、書類整理、軽作業、簡易な電話対応、窓口対応など)
児童クラブにおける児童の見守り等
公立保育所及び認定こども園における保育の準備、教材作製等
こども・若者未来局における事務補助(書類整理、封入封緘、窓口対応など)

2 応募資格

は市内在住で次のいずれかに該当する人((3)は市内在学も対象)

は(3)に該当する人

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により内定が取り消された人
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により失職した人
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響によりアルバイト先の休業や家計収入の減少など、経済状況が悪化した大学生等(大学生等には、大学院、短期大学及び専修学校の専門課程に在学する者を含む)

3 募集人数

～ 合計で50人程度

4 申込方法等

5月20日(水)から募集を開始します。募集期間・任用期間・申込方法等は、市ホームページに詳細を掲載します。

問い合わせ
に関すること
職員課
電話 042-769-8213
に関すること
こども・若者支援課
電話 042-769-8289